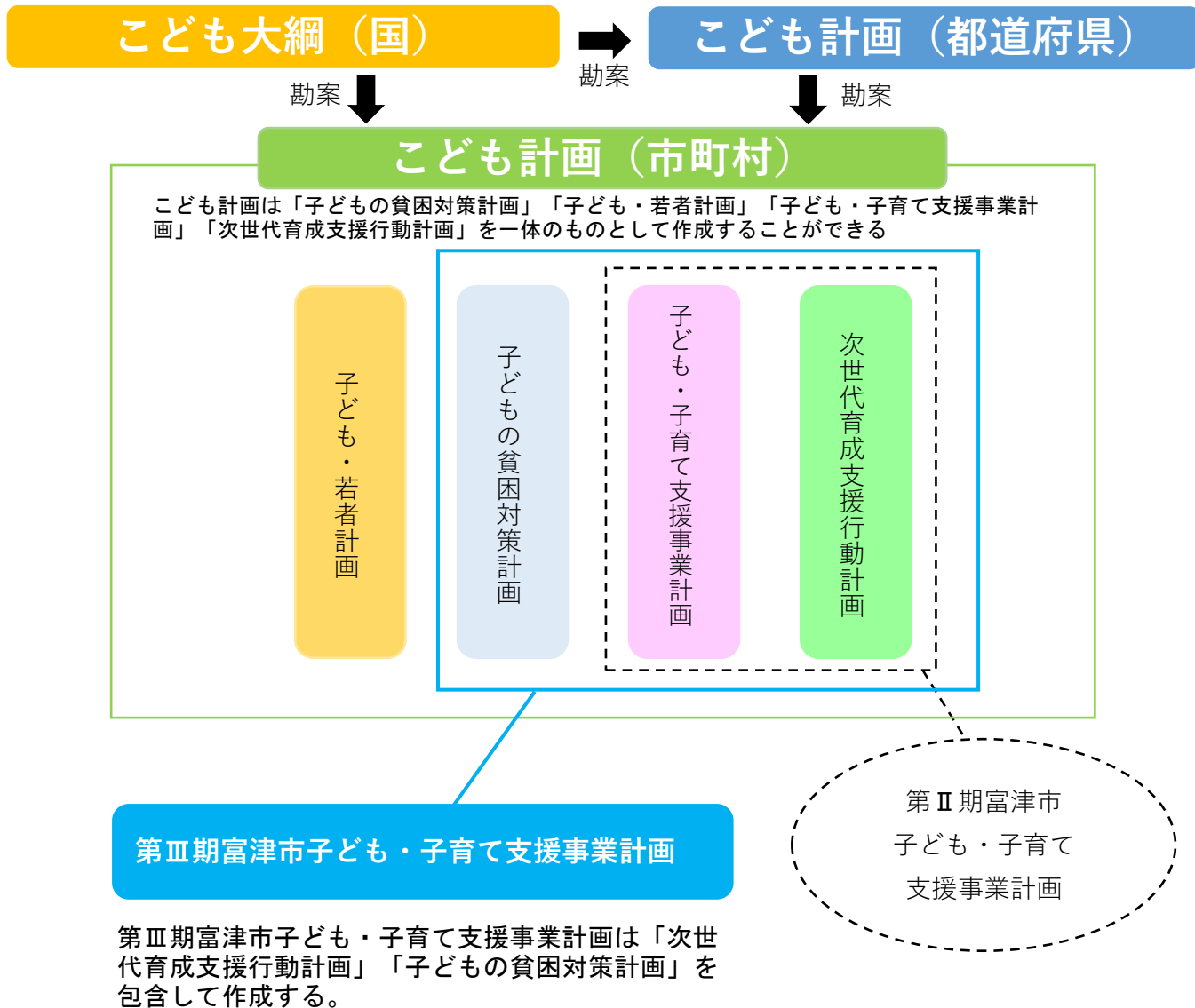


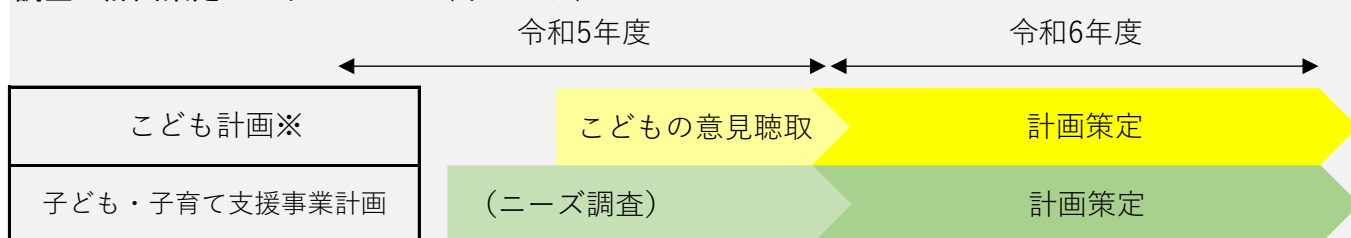
こども基本法の制定について

【目的】

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とし、令和5年4月1日に施行された。



調査～計画策定のスケジュール（イメージ）



※国のこども大綱（令和5年秋頃）決定後、子どもの意見聴取を実施し、こども大綱を受け策定される都道府県こども計画を勘案する必要がある。

国は、こども施策に関する「こども大綱」の策定が義務付けられ、市は、「こども大綱」とこども大綱を受けて策定される「都道府県こども計画」を勘案した「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされた。なお「第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画」策定に向けた子育て世代のニーズ調査については、国の基本方針やこども大綱等、動向を注視し進めていく。

こども基本法（令和4年法律第77号） 抜粋

第1条（目的）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

第9条（こども施策に関する大綱）

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

第10条（都道府県こども計画等）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施について

1 目的

「第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末をもって終了することから、「第Ⅲ期富津市子ども・子育て支援事業計画」の作成にあたり、子育て世代の子ども・子育て支援に関する利用希望や意見を把握するためのアンケート調査を実施する。

2 調査の実施方法等

調査対象者		就学前児童（0～5歳） 全員の保護者	就学児童（小学1～6年生） 市内小学校の保護者
調査件数		約1,000件	約1,800件
調査方法	送付	郵送	学校配布
	回答	返信封筒による返送又はWEB フォーム入力	学校回収又はWEBフォーム 入力
調査内容		家族の状況（兄弟姉妹の数等）、保護者の就労状況、子どもの虐待・貧困に関することなど	
		保育所等の利用状況・休日の利用希望、子育て支援センターの利用状況、子ども病気の際の対応など	放課後の過ごし方、休日や長期休業期間中の学童保育の利用希望など

※調査票は無記名形式

3 調査スケジュール（予定）

令和5年

8月～9月 調査票検討・作成

9月頃 第2回子ども子育て会議（調査票案意見）

10月～11月 調査実施・結果集計

令和6年

2月 調査結果報告書納品

3月 第4回子ども子育て会議（調査結果報告）

※ただし、国の基本方針やこども大綱の決定時期（令和5年度秋頃予定）によっては、業務スケジュールや調査内容を変更する可能性がある。